

令和6年度 学校経営

(1) 学校経営の基本方針

日本国憲法、教育基本法等の教育諸法令の精神に基づき、民主社会の形成者にふさわしい心身ともに健やかで、実践力のある人間性豊かな子どもの育成をめざして、全職員が一致して指導にあたる。さらに、コミュニティ・スクールを活用し保護者・地域との密接な連携を保ち、互いに信頼し、協力し合い、教育効果を一層高めていく。

具体には、『笑顔あふれる児童を育てる学校づくり』を目指して、枚方市小中連携事業とリンクして、子どもたちに、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」という、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育てていくとともに、「子どもの人権を尊重した教育」「教師の倫理観・規範意識の向上」に取り組んでいく。

枚方市小中一貫事業及び幼保こ小連携では、桜丘中校区小中学校、近隣保育園等と連携・協力し、「学習規律の確立」「学びの連続性の確立」「交流活動」「家庭・地域との連携」等に取り組んでいく。

また、枚方市教育委員会の「学校園の管理運営に関する指針」、学校教育自己診断、全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果等を真摯に受け止め、本校の課題の解決に努める。

(2) 学校教育目標

1. よく考える子どもを育てる（知育）
 - ・すすんで学び、行動する子ども
 - ・自分で考え、判断する子ども
2. きまりを守り、思いやりのある子どもを育てる（徳育）
 - ・きまりを守り、素直で、友だちを大切にする子ども
 - ・自他ともに認め合い、協力する子ども
3. 明るくたくましい子どもを育てる（体育）
 - ・心身ともに健康な子ども
 - ・最後までねばり強くがんばる子ども

(3) 本年度の重点努力目標

- ①体罰、いじめ、セクハラ、パワハラ等の人権侵害については体罰防止マニュアル・いじめ防止マニュアル等を活用して、人権侵害を未然に防止し、体罰、いじめ、セクハラ、パワハラ等を、絶対に許さない学校づくりを推進する。さらに、薬物乱用防止教育をすすめる。
- ②学習指導要領移行措置に基づく教育課程を編成するとともに、本校「学力向上に向けた取組プラン」に沿って、知育・徳育・体育にバランスよく取り組み、「明るく、温かく、仲良く助け合う集団づくり」「わかる・できる授業づくり」「健康な心と体づくり」に取り

組む。

- ③枚方市小中一貫事業において、「学習規律の確立」では「枚方スタンダード」の定着と「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現等に、「学びの連続性の確立」では小中連携カリキュラムの作成等に、「家庭・地域との連携」では基本的な生活・学習習慣の定着等に、「交流活動」では小中行事交流、小小行事交流、幼保こ小交流等に取り組み、交流・連携を進める。
- ④『協働とふりかえりを重視した算数科授業を通して考えや学びを「つなぐ」児童の育成』をテーマに、算数科で、「数学的な見方・考え方」を育成するために「ふりかえりを中心に日常の事象を結び付ける活動や日常生活に関わるような授業」を通じた授業設計を研究し、子どもたちが協働的な授業を通して、自他の考えの違いや考えを上げ合える授業を目指す。
- ⑤ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を踏まえた、支援教育を推進する。
- ⑥子ども一人ひとりの個性を生かし、地域・保護者の協力と教職員の創意工夫による特色ある学校づくりを推進する。
- ⑦評価育成システムによる教職員の資質向上と、主任制度や学校教育自己診断、コミュニティ・スクールの学校運営協議会、及び保護者（PTA役員）からの学校関係者評価、企画委員会、学力向上委員会の充実等、学校改革に向けた学校運営体制の確立を図る。
- ⑧保護者、市民の信託に応えるため、学校での諸活動を中心とした教育情報の発信と、地域人材の協力による開かれた学校運営を推進する。
- ⑨生命を大切にし、健康でたくましい子どもの育成と人間尊重の精神を基盤に、生徒指導上の諸問題の未然防止と解決を図るため、生徒指導体制の確立と、心の教育の充実を図る。

= 重点施策 =

1. 心のケアの体制を整え、人権を尊重した教育を推進して、いじめや不登校のない学級、学校づくりを目指すとともに、教職員による体罰を絶対に許さず、根絶する。
2. 桜丘中校区小中一貫に取り組み、「学習規律の確立」「学びの連続性の確立」「交流活動の充実」「家庭・地域との連携」を図る。
3. 読書習慣定着のために、年間を通じて「毎日読書」や「朝の10分間読書」に取り組み。さらに、体力向上のために、3学期に「全校縄跳び」に取り組み。
4. 『協働とふりかえりを重視した算数科授業を通して考えや学びを「つなぐ」児童の育成』をテーマに、学力向上推進リーダーを中心に、学力向上プランを活用し、PDCAサイクルに基づく取り組みを充実させる。
「数学的な見方・考え方」を育成するために「ふりかえりを中心に日常の事象を結び付ける活動や日常生活に関わるような授業」を通じた授業設計を研究する。
子どもたちが協働的な授業を通して、自他の考えの違いや考えを上げ合える授業を目指すし、授業設計を組織的・計画的に研究する。
5. 確かな学力と豊かな心を育成するため、きめ細やかな学習指導、タブレット端末等ICT機器を活用した授業、PC学習システムの活用と教育相談、問題行動への迅速・丁寧な対応等を行い学習指導と生徒指導体制の充実を推し進める。

6. 教科指導と総合的な学習の時間等を通して、自ら学ぶ力、問題解決能力等、「生きる力」の育成に努め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け授業改善を行う。
7. 新型コロナウイルス感染症対応を含め、子どもの安心と安全の確保に努め、生命尊重の安全教育を徹底する。
8. 道徳の時間はもとより全教育活動を通して道徳教育に取り組み、児童の道徳的実践力の育成に努め、豊かな人間性を育む「心の教育」を推進する。
9. 互いの人権を尊重する態度、豊かな人権意識を育てる人権教育を推進する。
10. 保護者のニーズと個人の特性を捉えた支援教育の推進を図る。また、特別支援教育について研究を一層深め、通級指導教室や特別支援教室支援員を活用し、体制を整える。
11. 健やかな心身の育成を図る健康教育を充実する。また、望ましい食習慣の形成や好ましい人間関係を育てる給食指導等、食に関する指導を計画的に行う
12. 環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、環境教育を推進する。
13. 薬物乱用防止について取り組む。
14. コミュニティ・スクール担当者を分掌として位置付け、学校運営協議会委員と教職員をつなぎ、地域と学校が協働した活動を推進する。
15. 幼保こ小連携担当者を分掌として位置付け、就学前施設と小学校の交流・連携を勧め、架け橋プログラムの中心となる架け橋カリキュラムを作成する。
16. 総合型放課後事業として、留守家庭児童会と放課後オープンスクエアの一体的な運営を推進し、すべての児童が放課後を安全・安心過ごせる環境を整備していく。